

収入保険加入者の皆様へ

# お忘れではないですか？

## 作付面積や作物を変更した通知

お手元の保険証書に添付されている営農計画書の内容に変更がある場合は農作物等の作付け後 **1か月以内** に通知してください。

## 事故が発生した際の通知



収入が減収する事故（被害）が発生した際は **遅滞なく** 通知してください。

※価格低下等の目に見えない事故の通知も忘れないで！！

「遅滞なく」とは：現地確認等により被害を確認できる状態が保持されている期間となります。

**通知が遅れた場合は保険金等の支払が免責となり減額されますのでご注意ください。**

※従来から、規程等により、営農計画の変更通知や事故発生通知の遅れは免責とされており、令和7年契約より厳格に運用されます。

**ご連絡は取扱窓口の農業共済組合へお願いします**

【連絡先】

NOSAI福島 各支所・出張所



安心のネットワーク

**NOSAI 福島**

福島県農業共済組合



「もしも」に  
そなえる、  
あなたへの  
エール。

